

平成27年6月30日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社 代表者名 代表執行役社長 重田 衞 (コード番号 5103 東証第二部) 問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦 (TEL. 04-7131-0181)

# 株主からの提訴請求に関する 当社監査委員会からの報告について

当社監査委員会は、平成27年5月7日に株主1名から、当社取締役及び元取締役並びに元監査役(以下3者をまとめ「当該取締役等」といいます。)に対する損害賠償提訴請求書を受領いたしましたので、当該請求事由について検討を進めておりました。

本日、監査委員会から検討結果についての報告があり、その内容は、当社取締役等に対して提訴を行わなければならないような理由は見当たらず、現時点において訴えの提起は行うことができないといったものでした。

本件につきまして、当社の見解と共に、以下の通りお知らせいたします。

### 1. 当社の見解

当社といたしましては、監査委員会の報告内容を検討した結果、調査の方法、内容ともに適法適切であると判断し、全面的に支持いたします。

提訴請求者は当社が過去に行った投資に関し、当時の取締役及び監査役に対し、善管注意義務違反及び忠実義務違反があったということで、当時の出資額(5億円)を損害とし、当該取締役等に損害賠償提訴請求を行うことを求めております。(当該投資の詳細につきましては、次のURLをご参照ください。http://www.showa-holdings.co.jp/ir/irfile/sg20070817\_1.pdf)

提訴請求者の損害賠償提訴請求の根拠としましては、「1年9ヶ月後に損失を計上するのは事前の調査が不十分であった、もしくは、適切な判断が出来なかった。」ということと、「提訴請求者からの当該出資についての忠告を利用せず、適切に判断を下さなかった。」ということが、極めて重大な任務懈怠に該当するというものです。

# しかしながら、

- ① 出資後1年9ヶ月後に損失計上したという「期間」だけをもって、調査が不十分であったといえるものでなく、当該取締役等は事前に現地視察や情報収集を積極的に行い、また、出資後も取締役を派遣することで常に経営監視を行っていたこと。
- ② 特にベンチャー企業は、既存の市場やビジネスに投資するわけでなく、市場(ニーズ)の変遷、 その後の技術革新、必要資金、競合他社の出現など目まぐるしく変わる経営環境にあると言え、 常に事業計画通り進むといえるものではなく、単純に当該出資が損失に終わったことだけを持っ て、適切な判断ができなかったとは言い切れないこと。
- ③ そもそも提訴請求者との面談は出資契約書締結後であり、当時の資料には、提訴請求者との面談 記録は残っており、提訴請求者のいう「なんら利用していない」といった状況ではなく、総合的 な検討を行い判断している形跡があること。
- ④ 出資の決定は、適法に手続きが行われていること。

などから、当社は、当該請求は非常に根拠の薄いものと考えておりました。

また、提訴請求者である株主は、当社が勝訴し解決した案件も含め、現在も当社と係争関係にある者であり、当該請求により当社や当社取締役に対し圧力を加え、利益を得ることを目的とする可能性

もあると考えております。

# 2. 今後の対応

当社といたしましては、2015年6月15日に新・中期経営計画を公表いたしました。3年後には、 売上400億円、当期純利益20億円、実質株主純資産1200億円を目指すものです。

この計画を達成する事こそが我々の本分と考えており、このような疑わしく、又、不当な要求には決して屈せず、毅然な対応をし、これまで通り日々全力で企業価値向上に努めて参りたいと考えております。

株主の皆様や取引先、従業員の皆様には大変はご心配をおかけしておりますが、何卒ご理解とご協力をいただけますよう宜しくお願い申し上げます。

#### 3. 監査委員会からの報告内容

監査委員会からの報告は以下の通りです。

(以下、原文) 提訴請求者 各位

# 冠省

貴殿の平成27年4月30日付当社取締役、元取締役、元監査役(以下3者まとめ「当該取締役等」といいます。)に対する訴え(以下「請求書」といいます。)につき、以下の通り回答申し上げます。

弊社は、請求書を平成27年5月7日に受領し、当該取締役等に対する提訴の要否に関し、監査委員会にオブザーバーを加え、検討を重ねて参りました。

貴殿は、請求書において、弊社が東北デバイス株式会社(以下「東北デバイス」といいます。)への出資を行う際に、事前調査が不十分であったこと、又は、適切な判断が行われなかったことから当該出資が損失になったとして、当該取締役等の責任追及を求めております。

このことについての監査委員会における調査及び検討の結果、監査委員会としては、当該出資を行うに あたり、当該取締役等は交渉過程の限られた時間の中で積極的に調査、情報収集を行っていたことを確認 しております。また、出資当時、東北デバイスについては新聞等マスコミ報道で、行政から注目されてい ることが掲載されていたばかりでなく、株主には青森県や大手商社や金融機関系のファンドが並び、大手 都市銀行がシンジケートローンを組成するなど、財政的な支援も確認しておりました。

尚、貴殿との当該取締役等とが面談があったことについても、面談は既に出資契約の締結後であったということではありますが、面談録が作成され、収集した当時の検討記録の中に残されており、貴殿の面談から得られる情報を全く利用しかなったとは言えない状況にありました。一方、出資における株式単価についても、他の株主と同額であったということもあり、当該出資が不当に高いといった事実もありませんでした。

したがいまして、貴殿は提訴請求の理由として、当該取締役等の義務違反の根拠を、調査不足、判断の誤り、情報活用不足といったことに求めておられますが、監査委員会による調査の結果、著しい調査不足や、重大な判断の誤り、情報の不活用といったことは認識できませんでした。以上により、東北デバイスへの出資を決定した当該取締役等には、取締役としての善管注意義務及び忠実義務違反は認められず、当該取締役等に対する提訴の理由はありませんので、当該取締役等に対する訴えの提起はできないという結論となりました。

草々

平成27年6月30日

昭和ホールディングス株式会社 監査委員会

以上